

令和6年能登半島地震により被災された世帯に対する
生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付

貸付対象	令和6年能登半島地震により被災（原則、災害救助法適用地域）し、栃木県に避難した世帯 ※ただし、次の要件を満たすこと ①当分の間（1か月程度以上）栃木県に居住する予定であること ②継続的に連絡が取れること
貸付限度額	<u>10万円以内</u> ※ただし、次に該当する場合は20万円以内 ①世帯員の中に死亡者がいるとき ②世帯員に要介護者がいるとき ③世帯員が4人以上いるとき ④前各号に揚げるもののほか、重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき
据置期間	貸付けの日から <u>1年以内</u>
償還期限	据置期間経過後 <u>2年以内</u>
連帯保証人	不要

※借入れに関する相談窓口は、栃木県内の各市町社会福祉協議会です。
※相談時には、本人確認のできる運転免許証、パスポートなど公的機関が発行する身分証明書及び本人名義の預金通帳またはキャッシュカードをご持参ください。

問合せ先

社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
(〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6)

TEL 028-622-0524